

第1回学校施設跡地利活用検討委員会 概要

日時：令和元年7月10日（水） 13時30分から15時00分まで

場所：島田市役所第2委員会室

出席：副市長、教育部長、市長戦略部長、危機管理部長、地域生活部長、健康福祉部長、子ども未来部長、産業観光部長、都市基盤部長、行政経営部長、事務局（教育総務課）

1 開会

2 あいさつ（副市長）

本委員会は、副市長を委員長、教育部長を副委員長として、市長部局の全部長で構成されている。委員会における審議の内容は、単に学校再編後の校舎利活用にとどまらず、社会教育、防災、地域交流の場など、様々な機能を合わせ持った地域コミュニティの核としての拠点となるよう、学校、地域、行政が一体となって考えていくもので、交流人口の増大、雇用の拡大といった地方創生にまで及ぶものである。

学校の再編については、お手元の再編計画（案）のとおり、教育環境適正化検討委員会からの提言や再編計画策定委員会における討議を踏まえて、8月には策定予定となっている。本日は、その経緯について事務局からの説明を受けるとともに、学校再編を取り巻く環境問題は、過疎化や少子高齢化が関係する複雑なものであり、もはや特定地域の問題ではなく市全体に係る問題であるとの認識を強く持ってほしいと考えている。文部科学省においても、「みんなの廃校プロジェクト」として、「廃校は終わりではなく始まりである」と捉えており、そのまちの新しい歴史をつくる機会、あるいは地域の新たな活気の始まる機会という認識のもと、政策的に取り組まれている。

については、教育委員会と市長部局が緊密に連携をして、かつ総力を挙げた委員会及び幹事会での審議をよろしくお願いしたい。

3 議事概要

- (1) 計画案作成までの経緯及び案の内容について事務局より説明
- (2) 計画案のとおりになった場合の跡地となる学校と時期の確認
 - ①令和3年4月に北中学校と湯日小学校
 - ②令和6年4月に伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校
- (3) 学校間においては対等統合のスタンスであることを確認
- (4) 跡地利活用の運営主体
 - ①行政が施設を管理し、公民館や社会教育施設として活用
 - ②地元でNPOなどを立ち上げ、民間で運営
 - ③全国的な公募による民間やNPO団体が運営
- (5) 利活用を検討する際に考慮すべきこと

- ①災害を受けたときの避難場所
 - ②住民の合意形成、費用負担、学校以外の用途となる場合の施設への法規制
 - ③地域の意見を集約する窓口としてのワーキンググループ など
- (6) 文部科学省のホームページから
- ①全国的には2019年3月までの15年間で7,583校が廃校（年平均500校）
 - ②①のうち、現存する6,580校の約75%が何らかに活用
 - ③「みんなの廃校プロジェクト」として政策的に取り組んでいる
 - ④伊豆市では味噌工場兼売店としての活用も行われている
- (7) 子供の視点で検討することも必要
- ①中学のときに統合を味わったが、友達が増えたり、まちに出て行くことにより喜んだ経験がある
 - ②牧之原市の片浜小学校の子供たちは喜んでいと聞いている
- (8) 統合するまでに跡地利活用の大きな方針を出す
- ※検討委員会としては令和2年12月までに一定の方針を示す方針としたい
- (9) 市が学校施設の一部又は全体を跡地利活用する場合
- ①本庁舎の建て替えに合わせて文書庫等としての活用（新校舎の基本設計に盛り込む必要）
 - ②次回の委員会において、市の各部・各課としての利活用案の説明聴取
※各部では費用対効果も含めて学校施設の利活用を検討する必要あり。
- (10) 次回の検討委員会について
- ①幹事会に対して調査・研究を信頼する事項を検討
 - ②官民連携アドバイザーによる研修の実施
 - ③避難地・避難所としての利用が見込まれている学校等のリストアップ及び施設の所在地がわかる資料配布

4 閉会